

## 建築物等の緑化助成に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、名古屋緑化基金を活用して、市民が建物又は敷地の緑化事業を行うために要した費用の一部を助成することにより、緑と花で包まれた美しいまちづくりをめざし都市緑化の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化事業 屋上緑化、壁面緑化、生垣緑化、空地緑化、駐車場緑化又は玄関周り緑化のことをいう。
- (2) 屋上緑化 建物の屋上を緑化することをいう。
- (3) 壁面緑化 建物の壁面を緑化することをいう。
- (4) 生垣緑化 生垣等により緑化することをいう。
- (5) 空地緑化 空地を緑化することをいう。
- (6) 駐車場緑化 駐車場を緑化することをいう。
- (7) 玄関周り緑化 玄関周りの舗装されたスペースをコンテナ又はプランター（以下「コンテナ等」という。）の容器を使用して緑化することをいう。

### (助成対象)

第3条 助成の対象は、名古屋市内において行われる緑化事業の内、別表に定める対象規模のものとする。

- 2 緑化事業の種類ごとの交付対象経費は、別表に定めるところによる。
- 3 助成の対象となる緑化事業は、助成金交付申請の日の属する年度内に完了するものでなければならない。
- 4 この要綱による助成を受けた者は、以後5年間はこの要綱による助成を受けることができない。

### (助成内容)

第4条 緑化事業の種類ごとの助成金交付額は、別表に定めるところによる。

- 2 この要綱による助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、別表の緑化事業を重複して行う場合の助成金交付額は、それぞれの緑化事業の助成金交付額を合算することにより算定する。この場合における助成金交付額は、80万円を超えることはできない。
- 3 助成金交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

る。

(申請手続き)

第5条 緑化事業着手前に、申請者から建築物等緑化助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、提出させるものとする。

- (1) 建築物等緑化事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業場所の位置図
- (3) 見積書など事業費用を証明する書類
- (4) 緑化計画平面図、断面図等の緑化工法の分かる図面
- (5) 事業実施場所の着手前写真
- (6) 事業対象建築物等所有者の承諾書(申請者と対象の敷地、建築物の所有者が異なる場合)
- (7) その他理事長が指示する書類

(助成の決定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定のうえ、建築物等緑化助成金交付審査結果通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が、助成の対象となった事業内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、建築物等緑化事業変更(中止)申請書(様式第4号)を提出させるものとする。

2 前項の建築物等緑化事業変更(中止)申請書が提出されたときは、その内容を審査し、その結果を建築物等緑化助成金変更交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第8条 緑化事業が完了したときは、速やかに建築物等緑化助成事業完了報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、提出させるものとする。

- (1) 平面図、緑化構造図などの緑化関係図面
- (2) 事業施工中の写真及び完了写真
- (3) 事業費用支払いに関する領収書の写し又はこれに代わるもの
- (4) その他理事長が指示する書類

(助成金交付額の確定)

第9条 前条の建築物等緑化助成事業完了報告書が提出されたときは、書類審査及び現地調査を行い、事業の成果が助成金交付決定の趣旨及び内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、建築物等緑化助成金交付確定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 助成金は、前条の規定による通知を受けた者から、建築物等緑化助成金請求書(様式第8号)が提出された後に交付するものとする。

(樹木等の管理)

第11条 助成金の交付を受けた者に対し、事業が完了した後においても最低5年間は善良な管理者の注意をもって、助成の対象となった樹木等の育成及び管理に努め、これらの樹木等を撤去してはならない旨、指示するものとする。

(状況の報告)

第12条 助成金の交付を受けた者から、別に指示するところにより、交付後5年を経過した後すみやかに建築物等緑化助成対象施設状況報告書(様式第9号)に、次の各号に掲げる書類を添付のうえ提出させるものとする。

- (1) 状況写真
- (2) その他理事長が指示する書類

2 前項の書類提出を受け、又は前項の書類提出を受けることなく、必要に応じ、現地調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事長は当該決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じるものとする。

- (1) 不正な手段により助成金を受けたとき。
- (2) 助成金交付の条件に反する行為があったとき。
- (3) 助成の対象となった緑化施設を故意に破壊し、又は当該緑化施設を緑化施設以外の用途に転用したとき。

2 助成金の交付を受けた者が、助成金交付の対象となった緑化施設を避けがたい事由により除却せざるを得なくなったときは、理事長は交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から実施する。
- 2 名古屋緑化基金建築物緑化助成要綱及び生垣等工事費資金助成要綱は、廃止する。